

京都精華大学芸術学部入学試験成績優秀特待生規程

2024年11月25日 制定

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、京都精華大学（以下「本学」という。）が指定する入試種別のうち、芸術学部の成績優秀者に対し、奨学金により学費の全額免除および減免を確約することによって、就学意欲のさらなる高揚を図るとともに、経済的負担の軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における特待生制度を京都精華大学芸術学部入学試験成績優秀特待生制度（以下「本制度」という。）といい、奨学金を与えられる学生を芸術学部入学試験成績優秀特待生（以下「芸術特待生」という。）という。

(財源)

第3条 本制度の財源は、本学の資金運用益および経常経費、ならびに有志の寄附金をもってこれに充てる。

(支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は入学年次から原則4年間とする。

2 芸術特待生が休学した期間は停止するものとする

(支給金額および支給の方法)

第5条 支給金額は入学金全額および年間授業料の全額もしくは半額とし、原則として本学が指定した学期の学費に充当することにより減免する。

2 芸術特待生のうち、年間授業料全額免除対象者は本制度が適用される期間において、文部科学省「高等教育の修学支援新制度」（以下「修学支援新制度」という。）の対象とならない。

3 芸術特待生のうち、年間授業料半額免除対象者が修学支援新制度の採用者である場合は、本制度が適用される期間において、本制度にて減免適用された年間授業料の残額に対し、修学支援新制度による減免の適用を行う。

4 芸術特待生は、本学の他の奨学金との併給は不可とする。

(出願)

第6条 特待生として奨学金の給付を受けようとする者は、学生グループを経て所定の書類を学長に提出しなければならない

(資格)

第7条 特待生の対象資格は、次の入試種別により入学を許可された者とする。ただし、在留資格「留学」を有する者を除く。

(1) 総合型選抜1期

(選考委員会)

第8条 特待生の選考および特待生に関する事項を審議するために、京都精華大学奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会についての規程は別に定める。

(選考)

第9条 芸術特待生の選考においては次の各号による。

(1) 芸術特待生は、第7条各号に定める入試種別における対象試験方式の成績により選考する。

(2) 選考対象は対象試験方式の受験者全員とし、合計得点の高い順に採用する。

(3) 採用人数は全額免除1名、半額免除4名以内とする。

(4) その他、選考方法について定めのないものは委員会で審議する。

(決定)

第10条 芸術特待生の決定は委員会の審議を経て学長が決定する。

(誓約書)

第11条 芸術特待生として決定された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(失格)

第12条 芸術特待生が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

- (1) 入学年次およびそれ以降に留年(休学による留年は除く。)、退学または除籍となったとき
- (2) 本学学則に規定する懲戒に処せられたとき
- (3) 願書その他所定の書類に虚偽があったとき
- (4) 学修状況や学生生活において問題があり、特待生として適当ではないと認められるとき
- (5) 転学部により芸術学部でなくなったとき

(奨学金の打ち切りおよび返還)

第13条 芸術特待生は原則として奨学金を返還する義務を負わない。ただし、前条により芸術特待生の資格を失った者に対して、学長は給付の打ち切りあるいは返還を求めることができる。

2 芸術特待生の資格を失った者の給付の打ち切りおよびその時期は学長が決定する。

(事務担当)

第14条 特待生の選考および決定に関する事務は学生グループがこれを担当し、減免に関する事務は総務グループがこれを担当する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2024年11月25日に制定し、同日から施行する。ただし、2026年度以降の芸術学部入学生から適用する。